

環境保全協定書

釜石市（以下「甲」という。）と株式会社オヤマファーム（以下「乙」という。）とは、乙が釜石市に立地する養鶏施設の操業に伴う環境の保全に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の養鶏施設の事業活動による、環境への負荷を低減し、住民の健康の保護と生活環境及び自然環境はもとより、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（環境の保全対策）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、関係法令及びこの協定に定める事項を遵守するとともに、養鶏施設及び管理施設（以下「施設」という。）の点検整備を適切に実施し、その機能を十分に発揮できるよう維持管理するものとする。

2 乙は、環境の保全について、前項の規定によるもののほか、別に定める諸対策を誠実に実行しなければならない。

（家畜排せつ物の適正管理）

第3条 乙は、家畜の飼養により発生する排せつ物について、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき適正に管理するものとする。

（環境保全組織の整備等）

第4条 乙は、環境保全活動の推進等を図るため、環境保全組織を整備し、環境の保全に万全を期すものとする。

（環境保全技術の採用）

第5条 乙は、環境の保全に関する技術開発の進展に応じた最善の技術の採用と、施設の改善に努めるものとする。

（施設の変更等）

第6条 乙は、施設の新設、増設、廃止若しくは構造又は使用方法等を変更する場合は、必要に応じて、あらかじめその計画書を甲に提出し、協議するものとする。

（事故時等の措置）

第7条 乙は、施設の故障その他の事故及び災害時等により環境の保全に支障が生じたとき、若しくは生じるおそれがあると甲又は乙が判断したときは、直ちにその事故等に係る当該施設の操業の一時停止等の応急措置を講ずるとともに、その状況を甲に速やかに報告し、かつ、その施設等を速やかに復旧するものとする。

2 乙は、前項の措置を講じたときは、その事故等の原因を除去し、甲の確認を得た後でなければ操業を開始してはならない。

（苦情の処理）

第8条 乙は、住民から環境の保全等に関する苦情を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たるものとする。

2 甲は、前項の場合において、その解決が困難であると当事者から申し出があったときは、斡旋その他必要な協力をするものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、施設の事業活動によって、住民の健康又は生活環境に著しい被害を与えた場合は、誠意をもってその被害に係る損害を賠償するものとする。

(立入調査等)

第10条 甲は、この協定に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、施設の立入調査をすることができるものとする。

2 甲は、前項の調査を実施する場合、乙に事前に連絡の上、家畜の防疫に関し、乙の要請に従うものとする。

3 甲は、第1項の調査により知り得た乙の機密事項については、これを他に漏洩しないものとする。

(改善要請)

第11条 甲は、乙が環境の保全に支障を生じさせたとき、若しくは生じるおそれがあると判断したときは、乙に必要な改善措置を講ずるよう要請することができるものとする。

(承継)

第12条 乙は、施設を第三者に譲渡する場合は、この協定に定める乙の地位を譲渡者に承継させなければならない。

(意見の尊重)

第13条 乙は、甲から環境の保全に関する意見が提示されたときは、これを尊重するものとする。

(協力)

第14条 乙は、甲が実施する環境の保全及び創造に関する施策に対し、積極的に協力するものとする。

(補則)

第15条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事項が生じたとき、若しくはこの協定を変更する必要があるときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年3月22日

甲 釜石市
代表者
釜石市長

乙 一関市室根町折壁字愛宕下161
株式会社オヤマファーム
代表取締役